

議案第102号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

専決第1165号

専 決 処 分 書

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,720,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ566,856,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 繰入金		16,912,459	386,805	17,299,264
	1 基金繰入金	16,912,459	386,805	17,299,264
24 諸収入		33,826,610	3,333,334	37,159,944
	3 貸付金元利収入	24,663,904	3,333,334	27,997,238
歳入合計		563,136,660	3,720,139	566,856,799

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		22,401,295	3,720,139	26,121,434
	1 商工費	22,401,295	3,720,139	26,121,434
歳出合計		563,136,660	3,720,139	566,856,799

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加		(単位 千円)	
事	項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス対応臨時資金融資利 子助成		令和3年度から 令和5年度まで	67,221